

第 28 回全国菓子大博覧会・北海道シンボルマーク等の使用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 28 回全国菓子大博覧会・北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）が第 28 回全国菓子大博覧会・北海道（以下「菓子博・北海道 2025」という。）のイメージを高めるために作成した名称、愛称、テーマ、シンボルマーク等（以下「シンボルマーク等」という。）の統一的な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名称 第 28 回全国菓子大博覧会・北海道（日本語表記）
28th National Confectionary Exposition in Hokkaido（英語表記）
- (2) 愛称 あさひかわ菓子博 2025
- (3) テーマ Smile Sweets Hokkaido in 旭川 2025
- (4) シンボルマーク、ロゴマーク 別紙のとおり
- (5) 公式キャラクター 別紙のとおり
- (6) キャラクター名称 シマエ大福

(シンボルマーク等の使用)

第 3 条 この要綱において、シンボルマーク等の使用とは、実行委員会事務局以外の企業、団体又は個人が行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 商品の包装紙、箱、手提げ袋、しおり等にシンボルマーク等を印刷し、又はシールを貼付すること。
- (2) 店舗等の装飾にシンボルマーク等を使用すること。
- (3) 屋外広告（ネオン塔、ポスター、ボード等）、交通広告（バス等の公共交通機関内、駅のホーム等にある看板、ポスター等）、パンフレット、チラシ、カタログ等にシンボルマーク等を使用すること。
- (4) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット上の広告等にシンボルマーク等を使用すること。
- (5) 名刺等にシンボルマーク等を使用すること。
- (6) シンボルマーク等の形をした商品を製作し、又はシンボルマーク等を商品に入れて販売（以下「商品化」という。）すること。
- (7) その他無償で配布する物品にシンボルマーク等を使用すること。

(使用承認申請等)

第 4 条 前条に定めるシンボルマーク等を使用しようとする者は、シンボルマーク等使用承

認申請書（様式第1号）を実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に該当するものは、使用承認申請の手続きを要しない。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人が使用する場合
- (2) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット上の報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 社内報、会報、その他無償で配布される広報媒体に使用する場合
- (4) その他委員長が使用承認申請の手続きを必要しないと判断した場合

（使用の承認）

第5条 委員長は、前条の申請についてシンボルマーク等制定の趣旨に沿うものと認められる場合は、その使用について承認するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、不承認とする。

- (1) 主として、特定の政治、思想又は宗教の活動の目的に利用しようとする場合
- (2) 特定の個人、団体等の売名に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (4) 菓子博・北海道2025の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (5) 実行委員会の行う事業又は実行委員会が認めた関連事業を推進するうえで支障をきたす恐れのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反し、又は恐れのある場合
- (7) その他委員長がシンボルマーク等の使用について不適用と認める場合

2 委員長は、シンボルマーク等の使用を承認する場合は、シンボルマーク等使用承認書（様式第2号）を交付し、不承認とする場合は、シンボルマーク等使用不承認通知書（様式第3号）を交付する。

（使用の条件）

第6条 委員長は、前条の使用承認をする場合において、使用承認の期間を定めるほか、シンボルマーク等の品位保持のため、次の各号に定める条件を付することができる。

- (1) 使用規格 シンボルマーク等は、シンボルマーク等使用にかかる規格（V Iデザインガイドライン、キャラクターデザインガイドライン）に従って適正に使用すること。
- (2) 番号の明記 使用の際には、「菓博北シ第 号」と記載される承認番号、「○菓博北2025」または「○2025Kashihaku, Hokkaido」のどちらかを明記すること。ただし、委員長が承認番号の表記を必要としないと判断したときは、この限りではない。
- (3) 内容変更 承認された内容を変更する場合は、シンボルマーク等使用承認変更申請書（様式4号）を提出し、シンボルマーク等使用変更承認書（様式第5号）により承認を受けること。
- (4) 承認の取消し 偽りその他の不正な手段により第5条の承認を受けた場合又は使用条件に違反したと委員長が認める場合は、シンボルマーク等使用承認取消書（様式第6号）に

より承認を取り消すこと。

(使用料)

第7条 シンボルマーク等の使用に伴う使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、シンボルマーク等使用料請求書（様式第7号）により使用者に請求し、使用者は、指定する期限までに実行委員会に納付するものとする。

3 既納の使用料は、還付しない。

(無断使用)

第8条 実行委員会の承認を受けないでシンボルマーク等を使用している者又は使用を予定している者に対しては、その物件の回収及び使用の停止を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第7条関係）

実行委員会の構成団体又は協賛企業・協賛団体・協賛店等

	使用の目的	使用許可の取扱
実行委員会の構成団体又は協賛企業・協賛団体・協賛店等	包装紙等 (箱、手提げ袋、シールを含む)	無償
	店舗内の装飾 (販促用のポップ等)	無償
	店舗外の装飾 (看板、広告チラシ等)	無償
	名刺や封筒等へのデザイン	無償
	商品の名称及びデザインに使用 (販売しないもの)	無償
	食品の名称及びデザインに使用 (販売するもの)	無償
	食品以外の名称及びデザインに使用 (販売するもの)	有償（上限は売価の3%とする） (販売条件について個別協議にて決定)

※1.上記における協賛企業とは旭川地域サポーター協賛企業（10万円コース、20万円コース）オフィシャル協賛企業（プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ、エメラルド、サファイア）を指します。

上記以外の者

上記以外の者	包装紙等 (箱、手提げ袋、シールを含む)	無償（指定フォーマットに限る）
	店舗内の装飾 (販促用のポップ等)	無償（指定フォーマットに限る）
	店舗外の装飾 (看板、広告チラシ等)	無償（指定フォーマットに限る）
	名刺や封筒等へのデザイン	無償（指定フォーマットに限る）
	商品の名称及びデザインに使用 (販売しないもの)	無償（指定フォーマットに限る）
	食品の名称及びデザインに使用 (販売するもの)	有償（売価の3%とする） (販売条件について個別協議にて決定)
	食品以外の名称及びデザインに使用 (販売するもの)	有償（売価の6%とする） (販売条件について個別協議にて決定)

※上記以外の者が使用できるロゴ、キャラクター（シマエ大福）は指定フォーマットのみとなります。